グローバル人材育成研修（インドICT研修）事業審査規定

第１　目的

　この規程は、グローバル人材育成研修（インドICT研修）事業の最優先交渉権者の選考を行うための評価基準及び審査方法を定めることを目的とする。

第２　評価基準

事業者の企画提案を審査する際の基準は、次のとおりとし、別に定める審査評価表をもって審査を行うものとする。

(1)　現地研修が充実しているか。

(2)　現地での対応は適切か。

(3)　緊急連絡体制は確立しているか。

(4)　適切な金額設定となっているか。

(5)　その他付加価値があるか。

第３　審査方法

(1)　審査員は、経営戦略課長、経営戦略課まちづくり推進室長、総務課長、総務課行政庶務室長、教育総務課長とする。

(2)　評価基準に基づき審査を行い、審査評価表を事務局に提出する。

(3)　事務局において審査員から提出された審査評価表の取りまとめを行い、その結果を審査員に報告する。

(4)　審査評価表による審査結果を参考資料とし、審査員による総合的な判断をもって最優先交渉権者１社を選定する。

第４　結果の通知

審査結果は、参加事業者に通知する。